済産業省・国土交通省・環境省令第一号 平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経 定に基づく立入検査をする職員の携帯する資源の有効な利用の促進に関する法律の規

ため、 示す証明書の様式を定める省令を次のように定め 定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を 法律第四十八号)第三十七条の規定を実施する 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三 資源の有効な利用の促進に関する法律の規 身分を示す証明書の様式を定める省令

のとする。 帯する身分を示す証明書は、 三年法律第四十八号)第三十七条第一項から第 項までの規定により立入検査をする職員の携 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 別記様式によるも

(施行期日) 附 則

1

る。 (廃止) この省令は、 平成十三年四月一日から施行す

省・農林水産省・通商産業省・建設省令第 基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示 再生資源の利用の促進に関する法律の規定に 証明書の様式を定める省令 廃止する。 (平成四年大蔵

2

労働省・農林水産省・経済産業省・国土交 附 則 (令和元年七月一日財務省・厚生

する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正 通省・環境省令第一号)

施行する。

別記様式 資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第六項の立入検査をする職員の身分証明書 職名及び氏名 日生

十三条 次の告句が、9.6かに、800 × 9.00 × 1.00